

【認定臨床研修について】

Q1：認定臨床研修費の施設使用料・研修指導料は、幾らほどかかりますか？また認定臨床研修施設（以下、研修施設）によって費用は異なりますか？

A1：認定臨床研修（以下、臨床研修）に係る費用は、研修施設により異なります。臨床研修を希望する研修施設へ直接お問い合わせ下さい。

Q2：臨床研修期間中にかかる宿泊料などの費用の補助はありますか？

A2：本学会から臨床研修に関わる費用の補助は一切ございません。

Q3：臨床研修期間中の給料はどうなるのでしょうか？

A3：研修施設における診療報酬点数の算定や給与の支払いについては、ご自身が勤務する施設と相談の上、研修施設へお問い合わせ下さい。

Q4：一次研修と二次研修が異なる研修施設となっても宜しいですか？

A4：宜しいです。

Q5：複数の研修指導者が在籍している研修施設では、研修指導者を指名することは可能でしょうか？

A5：認定ハンドセラピストであれば研修指導者の資格を有しています。複数名が在籍している施設では、認定臨床研修施設ガイドに記載されている担当者へお問い合わせ下さい。

Q6：臨床研修が不合格となった場合、同じ研修施設で研修を行わなければなりませんか？他の研修施設でも可能ですか？

A6：他の研修施設でも可能です。

Q7：一次研修の修了後から二次研修を開始するまでの期間は空いても構わないでしょうか？ 期限などがあるのでしょ

A7：空いても結構です。期限は特に定めておりません。

Q8：臨床研修を時間に換算する場合、1日の研修を8時間として考えて宜しいですか？

A8：宜しいです。1日研修の時間換算は8時間です。認定臨床研修施設 B では研修指導者の専従時間が短いので研修指導者の実務時間で換算して下さい。

Q9：臨床研修を実施するためには、ハンドセラピィに携わった経験年数の条件は必要ですか？

A9：不要です。臨床研修の申請資格は、本学会会員であることと、本学会認定ハンドセラピスト養成カリキュラムの基礎研修及び応用実践を修了していることです。

Q10：臨床研修、読み替え措置で不合格となった場合はどこからのやり直しになりますか？

A10：不合格となった研修内容からやり直しをすることになります。（例えば、臨床研修・課題付研修で不合格の場合は、不合格となった臨床研修・課題付研修をはじめから行って下さい。）既に合格して単位を取得しているものは再履修する必要はありません。

Q11：臨床研修（長期間の研修）と読み替え措置の併用はできますか？（例えば、一次研修：読み替え措

置 二次研修：臨床研修)

A11：併用はできません。研修申請時にどちらの方法で実施するかをあらかじめ決めてから申し込んで下さい。

Q12：臨床研修では、課題症例以外の症例に対して見学やセラピーを行うことは可能ですか？

A12：研修施設によって異なります。研修指導者と相談して下さい。

Q13：臨床研修が中止となった後に再開を希望した場合、途中までの時間は繰り越されますか？

A13：中止は、研修者の規定違反や不適切な態度・行為があった場合に用いられるため、時間の繰り越しは行えません。最初からのやり直しとなります。

しかし、研修指導者・研修施設側の都合や研修者の体調不良などにより臨床研修の継続が困難となった場合は「中止」ではなく、「休止」となりますので、時間の繰り越しは可能となります。

Q14：認定臨床研修修了証の再発行は可能ですか？

A14：原則として再発行は致しませんので、大切に保管して下さい。

Q15：臨床研修では定められた目標はありますか？研修にあたり研修指導者と定めますか？

A15：特に目標を設定することはありませんが、研修者ご自身に具体的な目標がございましたら研修指導者に相談して下さい。

Q16：臨床研修の課題症例の選択は研修者自身で行いますか？あるいは研修指導者に選択して頂きますか？

A16：特に定めておりません。研修指導者と相談して下さい。

Q17：研修施設に勤務している者が、他の研修施設で臨床研修を行うことは可能ですか？

A17：可能です。ただし、読み替え措置は認められません。

Q18：研修施設に勤務している者が自身の勤務する研修施設で臨床研修を行う場合、申請時（研修開始）の提出書類は必要ですか？

A18：開始時の申請は不要です。合格した研修施設症例報告、実務期間証明書など、「認定臨床研修の手引き」(P.10)に沿って書類を用意し、臨床研修修了後に委員会へ提出して下さい。

Q19：研修施設に勤務している者の二次研修の開始日は、認定臨床一次研修修了証に記載されている交付日の翌日からの実務期間で宜しいですか？もしくは認定臨床一次研修修了証が届いてからの実務期間となりますか？

A19：認定臨床一次研修修了証に記載がある交付日から実務期間を計算して下さい。

【読み替え措置について】

Q1：読み替え措置で行う課題付研修の4時間は、研修指導者の業務時間内での研修となりますか？

A1：業務時間内において研修指導者の下での研修となります。

Q2：スプリント作製は、実際の患者に対して実施することになるのですか？

A2：原則的には症例に対して直接作製します。研修施設によって制限がある場合には研修指導者の指示に従って下さい。

Q3：読み替え措置の一次研修、二次研修は、開始から何か月以内に終わらせないといけないという期限はありますか？

A3：期限はありません。研修者のペースで計画的に研修して下さい。

Q4：課題付研修は研修指導者が勤めている施設のみですか？研修指導者が居れば別の施設でも大丈夫ですか？

A4：認定臨床研修は本学会が認定した認定臨床研修施設で行われます。研修指導者が非常勤等で、他施設で勤務している場合においても研修施設として認定されていなければ研修は認められません。

Q5：課題付研修では、どのような症例を担当するのでしょうか？

A5：研修指導者と相談して下さい。

Q6：治療計画立案についての報告書は必要ですか。また、スプリントを作製した際に証明する書類は必要ですか？

A6：研修指導者から発行される合格証が課題付研修を実施し合格したという証明となります。治療計画立案やスプリント作製等の報告書の作成は、研修指導者の指示に従って下さい。

Q7：「認定臨床研修の手引き」(P.11)に医師の指示に従いとありますが、当該施設にて医師から処方されたことを実施できるのはその施設のセラピストのみとなるのではないのでしょうか？

A7：医師からの指示があり研修指導者の指導の下での実施となりますが、事前に症例の方からの同意を得る必要があります。この点につきましては研修指導者と相談して下さい。

【症例報告について】

Q1：自施設症例報告での 2 週間に 1 度の症例報告指導者からの経時的な指導は、指導時間の指定はありますか？

A1：指定はありません。

Q2：症例経験一覧に肩関節部とありますが、具体的にどのような疾患であればよろしいですか？

A2：肩関節周囲に生じた骨折、関節疾患を指します。

Q3：自施設症例報告の症例は、研修者自身で選択しますか？

A3：研修者自身が勤務している施設で担当している症例を選択して下さい。

Q4：症例報告の文字数制限などの書式設定はありますか？

A4：文字数制限やテンプレートはありませんので、「認定臨床研修の手引き」(P.21、22)の症例報告作成要綱や症例報告に関する判定基準にある項目を参考にして下さい。

Q5：臨床研修での症例報告は、期間としてどの程度、経過をみる必要がありますか？

A5：研修により異なります。

#1：認定臨床研修（長期間の施設研修を実施する研修）

⇒研修施設症例報告 一次研修 1 か月間、二次研修 2 か月間

#2：認定臨床研修読み替え措置

⇒自施設症例報告 3 か月間

Q6：自施設症例報告を作成する際の指導期間が 3 か月間とありますが、一次研修・二次研修合わせての期間ですか？

A6：1 症例に対する経過観察および指導期間です。

Q7：自施設症例報告は、3 か月間の指導終了後に症例報告を指導者に提出するということですか？

A7：自施設症例報告は「指導を仰ぎながら作成する」ことになっています。臨床における指導を 3 か月間受けてその経過をまとめて下さい。3 か月間の指導終了後 1 か月以内に自施設症例報告を指導者に提出し合格判定を受けて下さい。(合格の場合には終了ですが、不合格となった場合、不合格通知後 1 か月以内に再提出して下さい。)

Q8：自施設症例報告で不合格通知後に症例報告書を再提出した際に、合格判定を受ける必要はありますか？新たに異なる症例で症例報告を作成する必要がありますか？

A8：再提出後に再度合格判定を受けて頂きます。再提出期限（1 か月間以内）を超えた場合には、これまでの症例報告は無効となり新たに症例報告を作成しなければなりません。